

平成 30 年度

「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会」

講師派遣についての手引

<説明会主催者用>

平成 30 年 5 月 30 日

講師派遣事業等実施事務局

(株式会社パソナ)

目 次

1. 講師派遣の概要	P. 2
2. 講師派遣の申請について	P. 3
3. 参加者アンケートの提出	P. 3
講師派遣に関するお問い合わせ先	P. 4
本手引きについて	P. 4

1. 講師派遣の概要

① 講師派遣の対象

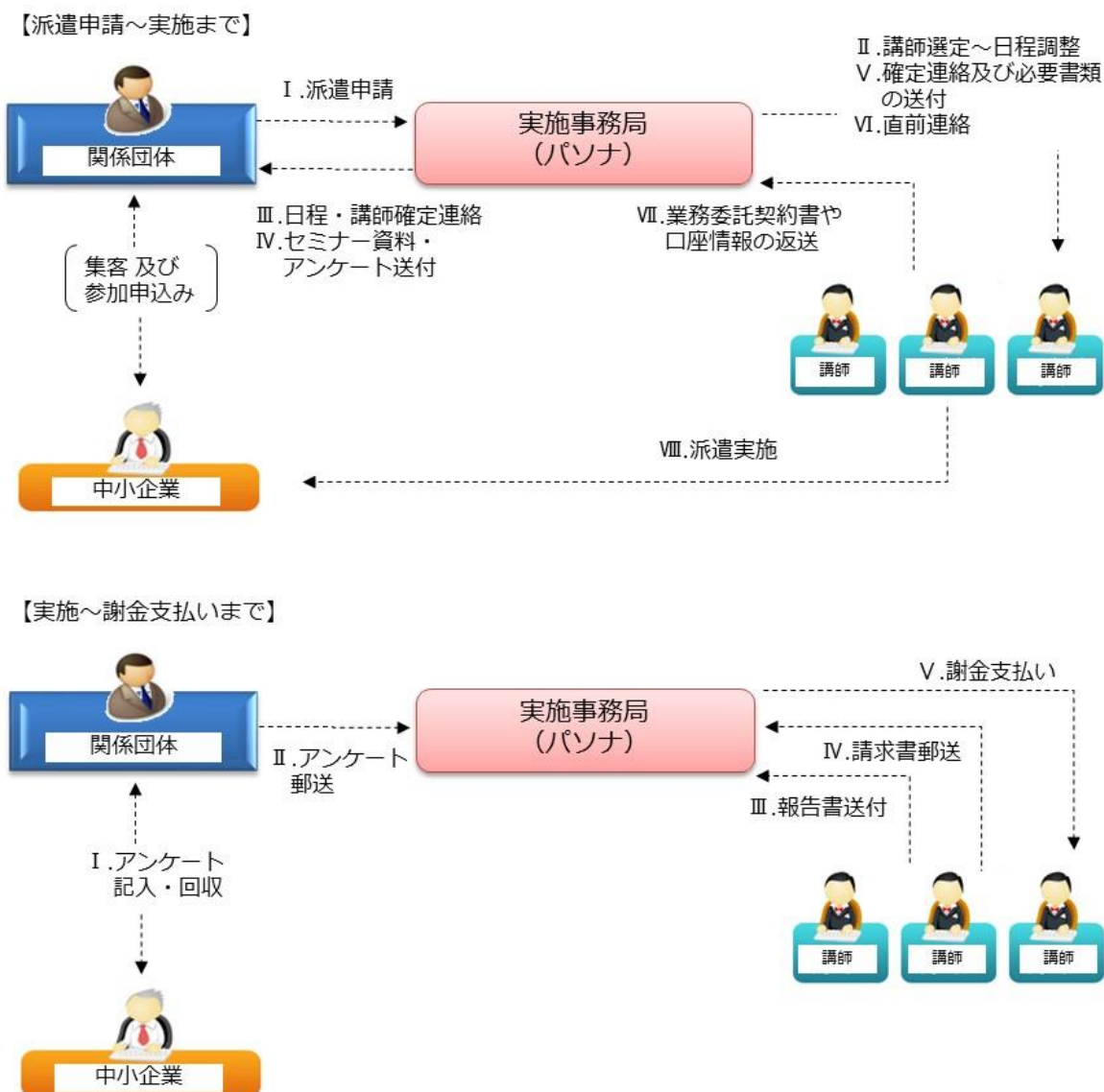
「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会」において、説明会主催者（※）からの所定の派遣申請に基づく講師派遣を対象とします。

※商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会
事業者団体（農業協同組合等業界団体 等）

行政機関（国税庁、経済産業局、都道府県をはじめとした自治体や税務署、
その他関係省庁や外郭団体）

② 講師派遣の流れ

下記フローをご確認ください。



2. 講師派遣の申請について

① 派遣内容

消費税軽減税率の対応が必要な中小企業が参加する原則 10 人以上の説明会において、事業者支援措置等の説明が必要な場合に、講師を講師派遣事業等実施事務局（以下 本事務局）より派遣します。

※説明会主催者および講師との調整は、本事務局が行います。

② 派遣費用

原則、無料で講師派遣を行います。

※講師派遣は本講師派遣事業予算が上限に達するまで無料で行いますが、以後の派遣要請については、派遣費用を説明会主催者が負担する場合のみ講師の斡旋を行うものとし、上限に達する可能性が発生した場合は、「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会」講師派遣事業ホームページにてお知らせします。

③ 講師

事前登録された講師の中から本事務局が選定し派遣します。

④ 講師による説明内容

講師は、中小企業庁が発行する『消費税軽減税率まるわかり BOOK』をもとに、事業者支援措置等について説明します。説明時間は、原則 15～30 分程度とします。

※『消費税軽減税率まるわかり BOOK』は、本事務局が説明会会場へ発送します。
なお、一部送料をご負担いただく場合がございます。

⑤ 派遣申請方法

「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会 講師派遣申請書」（様式 S-1）を本事務局宛にメールまたは FAX にてご提出ください。

※原則、説明会開催予定日の 30 日前までに申請ください。

⑥ 派遣申請受付期間

平成 30 年 4 月 25 日～平成 31 年 2 月 6 日

※講師の派遣（説明会の開催）は、平成 31 年 3 月 8 日までとなります。

3. 参加者アンケートの提出

説明会主催者は、説明会当日「消費税の軽減税率制度に関するアンケート」を行い、説明会終了後、そのアンケートを本事務局へ郵送にてご提出ください。

※アンケートの提出は、本事務局送付の返信用封筒をご活用ください。

講師派遣に関するお問い合わせ先

< 講師派遣事業等実施事務局 >

〒100-8228

東京都千代田区大手町 2-6-2 日本ビル 6F

株式会社パソナ 官公庁事業部 官公庁第2チーム

TEL : 03-6262-3378 (受付時間 9:00~17:00(土・日・祝祭日・年末年始を除く))

FAX : 03-6262-3379

E-mail : keigenzeiritsu@pasona.co.jp

< 「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会」講師派遣事業
ホームページ >

URL : <http://keigen-zei.jp/>

■本手引きについて

※本手引きについては、変更が生じる可能性があります。

版数	作成日（改訂日）	内容
1.0	2017/10/23	初版配布
1.1	2017/11/29	初版改訂
2.0	2017/12/04	第2版
2.1	2018/4/20	第2版改訂
2.2	2018/5/30	第2版改訂